

適正な事務執行及び再発防止の徹底を求める決議

東峰村において、ふるさと納税ワンストップ特例申請に係るデータが寄附者の居住自治体へ期限までに送信されず、一部の寄附者について本来受けられるべき税控除が適用されない事案が発生した。

本件は、本村を応援するために寄附をいただいた多くの方々に多大な迷惑と不安を与え、本村行政に対する信頼を損なう重大な事案である。

村議会では、全員協議会を重ね、事案の経緯及び原因、寄附者への対応、これまでの再発防止策の実施状況等について協議してきた。その中で、職員の業務に対する認識、職員の業務実態を踏まえた組織体制、期限や進捗の管理、適正な事務手続、管理職による管理監督など、事務執行体制に課題があったものとする。

また、本村では、これまでも度重なる事務処理上の問題を受け、その都度再発防止策を議会は強く求めてきたが、今回再び重大な事案が発生した。今後は、対策を講じることにとどまらず、その実施状況及び実効性を検証し、組織として継続的な業務改善につなげていくことが必要である。

村議会としても、本決議をもって本件への対応を終えるものではなく、今後、執行部における行政事務改善の取組について定期的に報告を求め、その実施状況及び実効性を確認していくものとする。

よって、村議会は、村長をはじめ執行部が本件を組織全体の問題として真摯に受け止め、適正な事務執行体制の確立と行政に対する信頼の回復に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 職員が自らの業務内容及び重要性を十分に認識するとともに、職員の業務量や状況を適切に把握し、組織として業務を確実に遂行できる体制を整えること。
- 2 重要な業務の期限及び進捗を職場内で共有し、管理職が完了まで確認すること。

- 3 契約、意思決定、成果物の受領・検収等について適正な事務手続を徹底し、重要な事項を担当職員一人の判断に委ねないこと。
- 4 管理職が管理監督及び職員指導の役割を十分に果たすとともに、これまでの再発防止策を検証し、実効性のある業務改善を継続すること。

以上

令和8年9月10日

東峰村議会